

平成29年 8月29日提出

熊本市営住宅条例の一部改正について

熊本市営住宅条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例

熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第10条第1項各号」を「第11条第1項各号」に改める。

第14条第1項中「第11条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改める。

第15条第1項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条に次の1項を加える。

4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が次条第1項本文に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、第1項の規定にかかわらず、毎年度、法第16条第4項の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第16条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、前条第4項の規定により家賃を定める場合は、この限りでない。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第3項の規定は前条第4項の規定により家賃を定める場合において把握された収入の額の通知について、前項の規定は当該収入の額に対する意見の陳述及びその額の変更について、それぞれ準用する。

第30条第1項中「の額」の次に「(第15条第4項の規定により把握した入居者の

収入の額を含む。次項において同じ。)」を加える。

第32条に次の2項を加える。

4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が収入超過者に該当する場合において第16条第1項本文に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときにおける当該入居者に係る家賃は、第15条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、同項の期間について、法第16条第4項の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

5 第17条から第19条までの規定は、前項の規定により定める家賃について準用する。

第34条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を、「第32条第1項」の次に「及び第4項」を加える。

第37条第1項中「、第32条第1項」を「若しくは第4項、第32条第1項若しくは第4項」に改め、「第32条第3項」の次に「若しくは第5項」を加える。

第40条中「、第32条第1項」を「若しくは第4項、第32条第1項若しくは第4項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第41条中「、第32条第1項」を「若しくは第4項、第32条第1項若しくは第4項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第52条中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第55条中「、第32条第1項」を「若しくは第4項、第32条第1項若しくは第4項」に改め、「第32条第3項」の次に「若しくは第5項」を加える。

第57条の2第1項中「第7条から」の次に「第14条まで、第15条（第4項を除く。）、第16条（第5項を除く。）、第17条から第31条まで、第32条（第4項及び第5項を除く。）、第33条から」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の施行による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正に伴い、市営住宅の入居者のうち認知症である者等に係る家賃の決定方法の特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。